

令和8年4月8日

保護者 様

安城市立志貴小学校長 稲垣 剛

暴風警報発表時および特別警報発表時における児童の登下校と授業について

1 登校前に安城市に暴風警報が発表されている場合

- (1) 午前6時までに安城市の暴風警報が解除された場合は、**平常通り授業を行う。**
- (2) 午前6時までに安城市の警報が解除されなかった場合は、**その日の授業は行わない。**
 - * 暴風警報が解除されても、通学路の冠水等で登校が危険なときは、この限りではない。
 - * 給食が実施されない等の状況になった場合は、早めにその対応について学校から連絡する。

2 児童の登校後に、安城市に暴風警報が発表された場合

- (1) 気象及び通学路の状況等を判断して、児童が安全に帰宅できると判断したときは、**授業を中止し、速やかに下校させる。**
- (2) 通学路が危険と認められる場合や通学距離等により帰宅が困難と認められる場合、帰宅しても保護者が不在の場合は、該当する**児童の安全を校内で確保し、家庭へ連絡して引き取りの依頼をする。**

3 登校前に特別警報が発表されている場合

- (1) **休校**
- (2) 特別警報解除後も、**児童が安全に登校可能と判断できるまでは休校**
 - * 学校ホームページまたはtetoru等で連絡する。

4 登校後に特別警報が発表された場合

授業を中止し、校内にて児童の安全を確保する。
* 学校ホームページまたはtetoru等で引き取りの依頼をする。

5 安城市に暴風警報・特別警報が発表されていないが、強風・大雨等異常気象により児童の安全確保に困難が予想される場合

- ・ 児童の登下校に際し、通学路の冠水などにより危険な状況が予想される場合は、校長の判断で、前記の1・2に準じた措置をとる。

6 お願い

- * 天候等の異常事態に備え、児童はいつも決められた通学路を通るよう家庭でもご指導ください。
- * 異常事態を知ったときは、できるだけ早く学校に連絡してください。
- * 登校前、登校するのに危険（道路の冠水、河川の増水など）を伴うと家庭で判断されたときは、児童を登校させず（登校途中であっても）自宅で待機させ、その旨を学校に連絡してください。
その際は、**遅刻・欠席とせず出席停止扱い**とします。ただし、給食の返金等はできません。

(問い合わせ先 志貴小学校 教頭 97-8202)

令和8年4月8日

保護者 様

安城市立志貴小学校長 稲垣 剛

大規模地震にかかわる児童の帰宅等について

1 震度5弱以上の地震が発生したとき及び校長が必要と認めた場合

<登校前>

- ・児童が安全に登校可能と判断できるまでは自宅待機。

<登校中>

- ・職員が巡回し、帰宅しても保護者が不在の場合は学校へ向かうようにする。校内で安全を確保し、家庭へ連絡して引き取りの依頼をする。

<登校後>

- ・授業を中止し、校内にて児童の安全を確保する。児童引き取り簿に従い、家族もしくは家族の指定した人に引き取りの依頼をする。

<下校中>

- ・職員が巡回し、そのまま下校させる。状況によっては、学校に戻し、引き取りを依頼する。

※大規模地震発生後の学校の再開については、被害の状況等により、学校ホームページまたはtetoru等で連絡する。

2 大規模地震以外の緊急事態（不審者による学校侵入など）が発生した場合

前記の1と同様に、児童の安全を確保し、状況に応じて、引き取りを依頼する。

(問い合わせ先 志貴小学校 教頭 97-8202)